

# 職員の給与に関する報告

平成25年9月

川崎市人事委員会



25川人委調第322号

平成25年9月30日

川崎市議会議長 浅野文直様

川崎市市長 阿部孝夫様

川崎市人事委員会

委員長 金作幸男

職員の給与に関する報告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙のとおり報告します。

# 目 次

## 別紙 報 告

1	職員の給与等の実態	1
2	民間の給与等の実態	1
3	民間給与との比較	5
4	物価及び生計費	5
5	人事院報告の概要	6
6	本年の給与の改定	9
	(1) 月例給	9
	(2) 期末・勤勉手当	9
	(3) その他の課題	10
7	人事管理に関する報告及び意見	11
	(1) メンタルヘルス対策	11
	(2) 高齢期の雇用の在り方	12
	(3) 時間外勤務の縮減	13
	(4) 人材の確保・育成	14
	(5) 市民からの信頼確保	15
8	おわりに	16
	参 考 資 料	17

# 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

## 1 職員の給与等の実態

本委員会が本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員（9,756人、平均年齢41.7歳）の平均給与月額は399,215円（給料333,807円、扶養手当9,312円、地域手当42,108円、その他13,988円）となっている。

また、行政職給料表(1)の適用職員（5,895人、平均年齢41.0歳）の平均給与月額は400,826円（給料334,481円、扶養手当7,880円、地域手当42,295円、その他16,170円）となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている本年度の新規学卒の採用者を除いた職員（5,842人、平均年齢41.1歳）の平均給与月額は402,529円（給料335,827円、扶養手当7,951円、地域手当42,474円、その他16,277円）となっている。

【参考資料第1表～第9表（17～73ページ）参照】

## 2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事

業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の499事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された123事業所について行ったものである。なお、本年から調査対象産業を公務等を除く全産業に拡大している。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

【参考資料第10表～第24表（75～91ページ）参照】

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

#### (1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で203,310円、短大卒で181,631円、高校卒で166,875円となっている。

【参考資料第11表（76ページ）参照】

#### (2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめとした各職種ごとの平均支給額は、参考資料第12表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表（77～86ページ）参照】

#### (3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で44.5%、高校卒で11.5%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を据置きとした事業所は、大学卒で96.9%、高校卒で100.0%となっている。

【参考資料第13表（87ページ）参照】

#### (4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は86.8%であり、その平均支給月額は配

偶者16,895円、配偶者と子1人の場合23,194円、配偶者と子2人の場合28,962円となっている。

【参考資料第14表（87ページ）参照】

(5) 住宅手当

住宅手当を支給する事業所の割合は66.4%であり、そのうち借家・借間居住者に対しては98.3%の事業所が支給している。自宅居住者に対しては68.1%の事業所が支給しており、昨年 비해減少している。

【参考資料第15表（88ページ）参照】

(6) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額3.97月分相当となっている。

【参考資料第16表（88ページ）参照】

(7) 給与改定の状況

参考資料第17表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップの慣行のない事業所の割合は70.1%、ベースアップを中止した事業所の割合は20.2%となっており、ベースアップを実施した事業所の割合は9.7%となっている。

また、参考資料第18表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は92.4%となっている。

【参考資料第17表・第18表（88・89ページ）参照】

(8) 昇給制度の状況

参考資料第19表に示すとおり、一般の従業員について、昇給制度を設けている事業所は94.5%であり、そのうち査定昇給を行っている事業所は86.2%となっている。

【参考資料第19表（89ページ）参照】

(9) 冬季賞与の配分状況

参考資料第20表に示すとおり、民間事業所の冬季賞与の配分における考課査定分の状況については、部長級で55.6%、課長級で53.9%、一般の従業員で37.4%となっている。

【参考資料第20表（89ページ）参照】

(10) 雇用調整の実施状況

参考資料第21表に示すとおり、民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、平成25年1月以降に、28.5%の事業所で何らかの雇用調整を実施しており、その措置内容は、残業の規制（14.4%）、採用の停止・抑制（13.6%）、賃金カット（8.9%）等となっている。

【参考資料第21表（90ページ）参照】

(11) 賃金カット等の実施状況

参考資料第22表に示すとおり、本年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングを実施し、賃金を減額した事業所の割合は、課長級で10.9%、一般の従業員で3.1%となっている。

また、賃金カット等を実施した事業所における平均減額率は、課長級で5.5%、一般の従業員で5.1%となっている。

【参考資料第22表（90ページ）参照】

(12) 再雇用者の給与水準の取扱い

参考資料第23表に示すとおり、再雇用者（公的年金が一部支給される者）の給与水準について、平成24年度の水準から変更しないとする事業所の割合は、月例給与で90.0%、年間給与で88.8%となっている。

また、参考資料第24表に示すとおり、再雇用者（公的年金が支給されない者）の給与水準について、公的年金が一部支給される再雇用者の水準と同じである事業所の割合は、月例給与、年間給与ともに74.6%となっている。

【参考資料第23表・第24表（91ページ）参照】

### 3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

#### 職員の給与と民間給与との較差

(単位：円)

項 目	民間給与 a	職員の給与 b	較 差 a - b $\left[ \frac{a-b}{b} \times 100 \right]$
行政職給料表(1)関係	402,431	402,529	△98 (△0.02%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

### 4 物価及び生計費

本年4月における「消費者物価指数」は、昨年4月と比べ全国では0.7%、本市では0.8%下落している。

本委員会が「家計調査」及び「全国消費実態調査」を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で132,010円、2人世帯で183,060円、3人世帯で216,680円、4人世帯で250,270円となっている。

【参考資料第25表・第26表(92~94ページ)参照】

## 5 人事院報告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して、国家公務員（一般職）の給与等について報告を行った。その概要は、次のとおりである。

### 1 民間給与との較差に基づく給与改定

#### (1) 月例給

民間給与との較差は76円（0.02%）であり、官民較差が極めて小さく俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定は行わない

勧告の前提となる官民比較については、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置は民間準拠による水準改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、給与法に定める給与額に基づき実施

#### (2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

公務の支給月数（現行3.95月（減額前））は、民間の支給割合（3.95月）と均衡しており、改定は行わない

### 2 給与制度の総合的見直し等

#### (1) 民間の組織形態の変化への対応

部長、課長、係長等の間に位置付けられる従業員についても来年から官民比較の対象とする方向で検討

#### (2) 地域間の給与配分の在り方

地域の公務員給与が高いとの指摘。地域における官民給与の実情を踏まえ、更なる見直しについて検討

#### (3) 世代間の給与配分の在り方

地域間給与配分の見直しと併せて、民間賃金の動向も踏まえ、50歳台、特に後半層の水準の在り方を中心に給与カーブの見直しに向けた必要な措置について検討

#### (4) 職務や勤務実績に応じた給与

##### ア 人事評価の適切な実施と給与への反映

人事評価の適切な実施が肝要。昇給の効果の在り方等について検討

##### イ 技能・労務関係職種給与の在り方

業務委託等により行政職(二)職員の削減が一層進められることが必要。直接雇用が必要と認められる業務を担当する職員を念頭に民間の水準を考慮した給与の見直しを検討

##### ウ 諸手当の在り方

公務の勤務実態や民間の手当の状況等を踏まえ必要な検討

### 3 雇用と年金の接続

閣議決定を踏まえ、各府省において現行の再任用を活用した雇用と年金の確実な接続を図る必要

#### (1) 雇用と年金の確実な接続のための取組

##### ア 職員に対する周知、希望聴取

##### イ 再任用職員の能力と経験をいかせる職務への配置等

##### ウ 再任用に関する苦情への対応

##### エ 高齢期雇用を契機とした人事管理及び行政事務の執行体制の見直し等

#### (2) 再任用職員の給与

ア 再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、公的年金が全く支給されない民間再雇用者の給与の実態を把握した上で、再任用職員の職務や働き方等の実態等を踏まえ検討

イ 民間では、公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準を一部支給される再雇用者の給与水準から変更しない事業所が多く、転居を伴う異動の場合に単身赴任手当を支給する事業所が大半

年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには、再任用の運用状況を随時検証しつつ、本院の意見の申出(平成23年)に基づく段階的な定年の引上げも含め再検討がなされる必要

#### 4 適正な給与の確保の要請

給与減額支給措置が終了する平成26年4月以降の給与については、本年の報告に基づく民間準拠による給与水準が確保される必要。国会及び内閣に対し、勧告制度の意義・役割に深い理解を示し、民間準拠による適正な給与を確保するよう要請

#### 5 国家公務員制度改革等に関する報告

##### (1) 国家公務員制度改革についての基本認識

ア これまでの改革の経緯を踏まえた留意点

イ 今後の国家公務員制度改革の検討に当たっての論点

(ア) 幹部職員人事の一元管理

(イ) 内閣人事局の設置と人事院の機能移管

(ウ) 自律的労使関係制度

##### (2) 人事行政上の諸課題への取組

ア 能力・実績に基づく人事管理の推進

(ア) 幹部職員等の育成・選抜に係る人事運用の見直し等

(イ) 人事評価の適切な実施・活用

イ 採用試験等の見直し

(ア) 国家公務員採用試験への英語試験の活用

(イ) 就職活動時期の見直しへの対応

ウ 女性国家公務員の採用・登用の拡大と両立支援

(ア) 女性国家公務員の採用・登用の拡大

(イ) 両立支援の推進

## 6 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案すると、社会一般の情勢におおむね適応しているものと判断し、勧告を行うには至らないが、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について対応する必要があると考える。

### (1) 月例給

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を98円(0.02%)上回っているものの、おおむね均衡していることが判明した。

行政職給料表(1)については、較差が極めて小さいことから、改定を行わないこととする。

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を考慮し、改定を行わないこととする。

諸手当については、民間事業所の各手当の支給状況等を踏まえると、今回のような極めて小さな較差の中で改定する特段の必要性は認められないことから、改定を行わないことが適当である。

ただし、(3)で述べる課題については、別途検討する必要がある。

### (2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、民間事業所の特別給の支給割合(3.97月分)が、職員の期末・勤勉手当の支給月数(3.95月分)とおおむね均衡していることが判明した。このことから、期末・勤勉手当の支給月数の改定を行わないこととする。

### (3) その他の課題

#### ア 住居手当

本市の住居手当制度は、職員の住居に係る費用を軽減する目的で設けられたものであり、国とは異なる趣旨により制度設計していたが、平成21年の国の自宅に係る住居手当の廃止をひとつの契機として、市内民間事業所の支給状況、他都市の動向及び本市職員の住宅事情等の諸条件を考慮しながら、本市の実情を踏まえた住居手当制度の在り方について検討を重ねてきたところである。

本年の調査において、市内民間事業所の自宅に係る住居手当支給割合は、昨年と比べ減少しており、また、近隣他都市においても自宅に係る住居手当を支給していない、あるいは廃止を決定している都市が多数となっている。一方、本市の借家・借間に係る住居手当支給額は、国、他都市及び市内民間事業所の支給水準と比べ低い状況となっている。

このような状況を踏まえると、制度導入当初と比べ大きく社会情勢が変化していることから、国と本市の住宅事情が異なることを考慮しても、住居手当を見直す時期に来ている。今後は、給与原資の適正配分の観点からも、制度の再構築に向けて検討を行う必要がある。

#### イ 高齢層職員の昇給・昇格制度

昨年、人事院は、世代間の給与配分の適正化の観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するものとして、昇給・昇格制度に関する勧告及び報告を行った。その結果、55歳を超える職員の原則昇給停止とした昇給制度は、平成26年1月1日から実施予定であり、高位号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減した昇格制度は、平成25年1月1日から実施されている状況である。

今後は、国の制度改正の趣旨を念頭に置き、本年、人事院が報告した給与制度の総合的見直しに伴う検討状況、他都市の動向等を注視しつつ、本

市の実情を勘案した最適な昇給・昇格制度について、検討を進めていく必要がある。

## 7 人事管理に関する報告及び意見

### (1) メンタルヘルス対策

本市においては、平成23年3月に「川崎市職員メンタルヘルス対策第3次実行計画」を策定し、管理監督者、療養中の職員本人、療養中職員の主治医向けにそれぞれの役割と具体的な取組方法などを記載した各種手引及び職員向けにセルフケアの冊子を作成し、研修やメンタルヘルス関係部署のホームページにて周知し、活用を図るなど、総合的なメンタルヘルス対策を推進している。

さらには、人材育成における階層別研修も含め、「管理監督者向けメンタルヘルス基礎研修」、「リスナー研修」、「セルフケア研修」等の継続的体系的な研修の充実に取り組んでおり、長期療養している職員のうち、メンタルヘルス不調を理由としている職員の割合は5割を上回っているものの、職員数は平成22年度以降ほぼ変動しておらず、総合的なメンタルヘルス対策がメンタルヘルス不調者の増加を抑制しているものと考えられる。

平成24年度のメンタルヘルス不調による長期療養者の年齢別割合では、40歳台職員が高くなっているが、平成23年度は若年層の増加が顕著であった。

こうしたことから、職員のストレス傾向を把握するための「ストレスチェック事業」を、昨年は半数を若年層に割り当てたが、本年は、40歳台に半数を割り当てたところである。

メンタルヘルス対策には、心の健康増進・予防対策としての1次予防対策、早期発見・早期対応・療養支援の取組を行う2次予防対策及び復職支援・再発予防を行う3次予防対策と各段階に合わせた適切な対策が重要である。今後もメンタルヘルス不調者を増やさないよう、これらの予防対策に一層重点

を置く必要がある。

管理監督者は、快適な職場環境づくりを担う重要な立場であるということを改めて認識するとともに、職員一人ひとりがメンタルヘルスに対する知識を深め、職場での協力体制を構築することが一層重要である。

また、現在パワー・ハラスメントについても、職場の管理監督者及びサービス相談員による相談体制、任命権者の相談窓口の整備などの取組の充実を図ってきたところであり、このことは、職員のメンタルヘルス向上にも寄与している。今後も引き続き、職員がパワー・ハラスメントに関する悩みなどを一人で抱え込まないよう相談窓口の周知及び研修等による意識の浸透を図り、関係各課が綿密に連携していくことが重要である。

本年度は、「川崎市職員メンタルヘルス対策第3次実行計画」の最終年度であり、以上のことも踏まえ次期実行計画策定に着実に取り組まれない。

## (2) 高齢期の雇用の在り方

国家公務員に関する年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続については、本年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」において、現行の再任用の仕組みにより年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用することとされた。

一方、地方公務員に関しては、雇用と年金を確実に接続するため、各地方公共団体において、この閣議決定の趣旨を踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請があった。

本市においては、年金支給開始年齢の引上げにより、60歳以上の無年金となる職員の雇用を確保するためには、配置先の拡大、総人件費の増大や新規採用の抑制等の問題が生じる可能性がある。雇用と年金の接続について現行の再任用制度等を活用することと併せて、意欲と能力のある人材を幅広い職

域で最大限活用できるような職域の検証、総人件費対策や職員の年齢構成の適正化等の諸課題への取組を継続することは重要である。また、定年退職後を含めた人生設計を検討するために、再任用制度や年金制度等各種制度内容を十分に周知する必要がある。それとともに、現在も実施している定年退職予定者への意向調査に加えて、対象者を拡大した調査を実施すること等により本市の状況把握を積極的に進め、さらに、再就職状況の分析を行うことも肝要である。

人事院は、年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには再任用の運用状況を随時検証し、段階的な定年の引上げも含めて再検討がなされる必要があると報告していることから、今後、国や他都市等の動向を注視して、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験について積極的に活用できるような環境の整備を検討しつつ、本市の実情に応じた最適な人事給与制度の構築及びその運用に向けて取組を継続する必要がある。

### (3) 時間外勤務の縮減

長時間にわたる時間外勤務の影響は、メンタルヘルスの不調、健康障害の増加、モチベーションの低下などが生じる一方、縮減の効果は、家庭と仕事の調和、自己啓発時間の確保などワーク・ライフ・バランスの推進につながることから、時間外勤務の縮減は重要な課題である。

本市において、平成24年度の職員1人当たりの時間外・休日勤務時間数は、平成23年度と比較すると、割合にして0.84%、1.3時間増加している状況であり、時間外勤務の縮減に向けた対策が必要である。

平成24年度においては、「ノー残業デー」、「ワーク・ライフ・バランスデー」等を実施するとともに、独自の縮減策に取り組んで成果を挙げている部局もあり、庁内で手法を共有するなど創意工夫し、引き続き取組を推進されたい。

根本的な時間外勤務の縮減に向け、職員は、一人ひとりの仕事の進め方を再度見直し、1日分の業務量を正確に捉え、計画的、効率的に勤務時間内に業務を完結させることを意識して業務を遂行する習慣をつけていくことが重要である。管理監督者は、特定の職員に業務が集中しないよう、業務の配分、進捗管理等を適正に行い、業務内容の見直しや合理化を進め、時間外勤務の縮減に努められたい。

任命権者におかれては、依然として1人当たりの時間外・休日勤務時間数が増加していることから、効果的な業務執行体制の構築と業務量に見合った適正な職員配置を通じた行政体制の再整備に加え、職員の心身の健康管理に留意しながら、時間外勤務の縮減に向けた取組を強化推進されたい。

#### (4) 人材の確保・育成

本市を取り巻く社会情勢が大きく変化している中で、複雑・高度化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを着実に提供するという、地方公共団体としての責務を果たすためには、職員一人ひとりが組織の一員として、様々な課題に対して主体的かつ実効的に能力を発揮することが必要である。

人材の確保については、より多くの受験対象者に職員採用試験受験を促すために、本市主催の職員採用説明会の実施、民間企業主催の合同企業説明会への参加等、広報活動を行ってきたところである。

また、職員には一人ひとりが市民に信頼され、公共サービスの責任主体となることが求められていることから、より人物面を重視した採用試験を実施するために、本年は一部の採用試験について、面接試験などで構成される第2次試験の改善を図ったところである。

今後も引き続き、現行試験制度の検証や国及び他都市の試験制度の調査を行い、優れた資質や能力を有する人物を確保するための試験制度の検討を行

う必要がある。

人材の育成については、「第3次川崎市人材育成基本計画」に基づき一般職員にキャリアステージを設定し、各キャリアステージに対応した階層別研修を実施するなど、職員一人ひとりのキャリア形成支援を行っている。

また、平成24年度に実施された「人材育成の取組等に関する職員意識調査」によると、職務上の能力向上に有効なものとして「日々の仕事上の経験」や「仕事を通じた指導助言」が上位に挙げられる一方、職場での人材育成の取組について、職場でのOJTが活発に行われていると感じている職員は約半数であった。そこで、本年度から職務遂行を通じた人材育成の新たな手法として、管理監督者向けに、「職場における人材育成の手引」を発行し、育成担当者の指名、OJTノートの作成、人材育成シートの活用など、職場におけるOJTを効率的・効果的に行う仕組みを構築したところである。

今後も、職場における職務遂行を基本とした人材育成や、キャリア形成支援の取組をより一層推進するなど、「第3次川崎市人材育成基本計画」の着実な推進に取り組まれない。

#### (5) 市民からの信頼確保

行政に対する市民の信頼を確立するためには、高い公務員倫理と厳正な服務規律の確保が不可欠である。

職員の不祥事防止については、全庁を挙げて取り組まれてきたところであるが、任命権者においては、不祥事の根絶と適正な公務運営の確保に向けて、より一層あらゆる機会を通じて公務員倫理の確保に取り組まれない。

職員にあっては、一人ひとりが厳正な規律意識と高い倫理観を持ち、常に全体の奉仕者であるとの自覚を持って職務に専念し、市民からの期待と信頼に応えられるよう、職務に精励することを要望するものである。

## 8 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義があり、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

本年は、給与の改定は行わないこととしたが、本委員会は、今後とも民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的、専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

なお、本年10月1日から実施される職員の給与についての減額措置は、本委員会の給与勧告に基づくものではなく、職員の給与について特例措置を講じるとするものである。このような特例措置については、例外的かつ時限的に実施されるべきものとする。

市議会及び市長におかれては、職員の給与に関する報告及び勧告制度が果たしている役割を理解され、適切に対応されるよう要望する。

# 参 考 资 料

# 目 次

## 第 1 部 職員の給与等の実態

第 1 表	給料表別平均給与月額	17
第 2 表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数	18
第 3 表	給料表別、学歴別人員分布	19
第 4 表	給料表別、年齢別人員分布	20
第 5 表	給料表別、勤続年数別人員分布	22
第 6 表	給料表別、級別及び号給別人員分布	24
第 7 表	扶養手当の支給状況	70
第 8 表	住居手当の支給状況	72
第 9 表	管理職手当の支給状況	73

## 第 2 部 民間給与等の実態

	平成 25 年職種別民間給与実態調査の概要	74
第 10 表	産業別、企業規模別調査事業所数	75
第 11 表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給	76
第 12 表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等	77
第 13 表	民間における初任給の改定状況	87
第 14 表	民間における家族手当の支給状況	87
第 15 表	民間における住宅手当の支給状況	88
第 16 表	民間における特別給の支給状況	88
第 17 表	民間における給与改定の状況	88
第 18 表	民間における定期昇給の実施状況	89
第 19 表	民間における昇給制度の状況	89
第 20 表	民間における冬季賞与の配分状況	89
第 21 表	民間における雇用調整の実施状況	90
第 22 表	民間における賃金カット等の実施状況	90
第 23 表	民間における再雇用者（公的年金が一部支給される者）の 給与水準の取扱い	91
第 24 表	民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の 給与水準の取扱い	91

## 第 3 部 労働経済指標

第 25 表	費目別、世帯人員別標準生計費	92
第 26 表	労働経済指標	93

## 第1部 職員の給与等の実態

## 第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
行政職給料表(1)	334,481	7,880	42,295	6,067	10,099	4	400,826
うち本年度の新規学卒の採用者を除いた職員	335,827	7,951	42,474	6,102	10,171	4	402,529
行政職給料表(2)	329,798	13,141	41,153	6,596	-	0	390,688
医療職給料表(1)	511,973	10,285	91,063	7,692	84,831	141,604	847,448
医療職給料表(2)	331,373	3,717	40,977	5,019	6,388	0	387,474
大学教育職給料表	420,055	7,248	52,021	6,676	6,203	0	492,203
高等学校教育職給料表	418,812	12,242	52,170	7,124	3,666	0	494,014
消防職給料表	308,964	12,287	39,039	6,674	4,074	0	371,038
全給料表 (企業職を除く。)	333,807	9,312	42,108	6,231	7,378	379	399,215

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	327,523	10,027	41,940	6,024	4,381	17,261	407,156
全給料表 (企業職を含む。)	332,442	9,468	42,072	6,186	6,727	4,045	400,940

(注)1 数値については、平成25年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)

2 給料には平成19年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。

3 高等学校教育職給料表の給料には「教職調整額」を含む。

4 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当である。なお、本年は、寒冷地手当の支給はない。

5 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)~(3)及び病院企業職給料表(1)~(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

給料表 \ 区分	適用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1)	5,895	41.0	17.1
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	5,842	41.1	17.2
行政職給料表(2)	1,578	47.3	18.9
医療職給料表(1)	26	50.2	12.2
医療職給料表(2)	487	41.5	15.6
大学教育職給料表	29	47.3	7.1
高等学校教育職給料表	361	46.5	15.1
消防職給料表	1,380	37.3	15.2
合 計	9,756	41.7	16.9

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,706	41.5	15.2
企業職を含めた総合計	12,462	41.7	16.5

### 第3表 給料表別、学歴別人員分布

(単位:人)

区分 給料表	計	学歴別職員数			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職給料表(1)	5,895	4,062	1,124	705	4
行政職給料表(2)	1,578	161	172	1,118	127
医療職給料表(1)	26	26	-	-	-
医療職給料表(2)	487	379	98	10	0
大学教育職給料表	29	27	2	0	0
高等学校教育職給料表	361	342	6	13	0
消防職給料表	1,380	809	184	386	1
合 計	9,756	5,806	1,586	2,232	132

構 成 比	100.0%	59.5%	16.3%	22.9%	1.4%
-------	--------	-------	-------	-------	------

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,706	1,096	806	707	97
企業職を含めた総合計	12,462	6,902	2,392	2,939	229

構 成 比	100.0%	55.4%	19.2%	23.6%	1.8%
-------	--------	-------	-------	-------	------

(注) 構成比については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある(以下の表について同じ。)

### 第4表 給料表別、年齢別人員分布

年 齢	給料表	行政職	行政職	医療職	医療職	大学教育職
	歳	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給料表
	人	人	人	人	人	人
18	1					
19	3					
20	12					
21	22					
22	63					
23	70				5	
24	114				4	
25	115				12	
26	127		1		13	
27	126		2		13	
28	152		1		10	
29	139				14	1
30	151		2		13	1
31	137		2		23	
32	148		2		12	
33	145		10	1	13	
34	168		16		14	2
35	185		17	1	20	
36	168		23		12	
37	220		29		10	2
38	220		50	1	13	
39	200		50		18	1
40	232		59	1	9	
41	216		54	1	19	1
42	183		47		11	3
43	166		72	1	8	
44	225		86		14	1
45	159		99	1	12	
46	147		82		19	
47	153		82	1	23	
48	177		94		15	1
49	129		93	4	12	1
50	126		94	1	14	1
51	136		87	3	16	2
52	161		63	1	12	1
53	156		67		5	2
54	141		59		11	4
55	148		62	1	15	1
56	151		49		6	
57	145		42		20	
58	124		47	2	11	1
59	133		35	1	16	
60以上	1			5		3
計	人	人	人	人	人	人
	5,895	1,578	26	487	29	

高等学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人
	4	5
	4	7
	10	22
	17	39
	22	85
	40	115
	70	188
6	64	197
4	59	204
3	56	200
3	67	233
5	60	219
3	47	217
8	57	227
8	57	227
7	35	211
8	26	234
8	35	266
12	35	250
4	41	306
3	29	316
7	33	309
3	22	326
9	38	338
7	17	268
1	20	268
14	21	361
8	18	297
9	17	274
20	23	302
13	16	316
21	18	278
20	20	276
22	21	287
19	34	291
16	18	264
12	17	244
13	28	268
17	46	269
15	40	262
16	31	232
17	47	249
		9
人	人	人
361	1,380	9,756

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
	5
	7
	22
25	64
58	143
59	174
57	245
48	245
46	250
51	251
56	289
41	260
48	265
45	272
47	274
54	265
51	285
62	328
66	316
91	397
97	413
101	410
109	435
95	433
102	370
121	389
91	452
84	381
73	347
97	399
79	395
77	355
72	348
60	347
65	356
69	333
71	315
79	347
84	353
52	314
54	286
58	307
11	20
人	人
2,706	12,462

第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

勤続年数	給料表	行政職	行政職	医療職	医療職	大学教育職
	年	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給料表
	人	人	人	人	人	人
0	145	7	1	10	1	
1	247	6		22	5	
2	196	5	1	25	4	
3	282	3	2	31	3	
4	302	3	1	21	1	
5	187		3	14	1	
6	129			16	2	
7	107		2	15	2	
8	123		1	13	3	
9	111		1	15		
10	115	14	2	11	1	
11	149	33	1	9		
12	170	93		9	2	
13	218	66	1	12		
14	141	95		8		
15	146	99	1	9		
16	127	113		19		
17	182	139		17		
18	194	142	3	16	3	
19	220	109	1	13		
20	175	102		19		
21	152	137		16		
22	179	46	2	11		
23	138	78		12		
24	119	68		15		
25	126	56	1	7		
26	104	29		11		
27	99	28		6		
28	90	16		9		
29	100	18	1	10		
30	128	13	1	12		
31	98	7		2		
32	148	12		11		
33	167	13		9		
34	117	2		6		
35	123	10		12		
36	92	5		8		
37	58	1		4	1	
38	60	4		1		
39	72	3		1		
40	26	1				
41	33	2				
42						
43						
44						
45						
計	5,895	1,578	26	487	29	

高等学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人
13	47	224
13	61	354
17	122	370
29	70	420
9	73	410
18	68	291
5	43	195
7	34	167
10	36	186
11	42	180
5	38	186
5	51	248
15	42	331
13	38	348
10	21	275
8	25	288
10	28	297
7	23	368
10	29	397
10	17	370
10	21	327
14	26	345
10	20	268
5	20	253
13	29	244
8	21	219
13	16	173
16	13	162
12	17	144
6	17	152
6	25	185
7	17	131
	21	192
5	34	228
2	40	167
2	27	174
5	22	132
	8	72
1	38	104
1	18	95
	8	35
	14	49
人	人	人
361	1,380	9,756

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
184	408
151	505
118	488
149	569
100	510
70	361
60	255
64	231
29	215
36	216
83	269
67	315
58	389
72	420
74	349
85	373
63	360
75	443
81	478
111	481
95	422
74	419
78	346
91	344
70	314
70	289
60	233
45	207
37	181
41	193
24	209
17	148
40	232
37	265
31	198
26	200
28	160
17	89
34	138
32	127
15	50
14	63
人	人
2,706	12,462

## 第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7	1						1	
8								
9								1
10								
11	3							
12				1				
13								
14								
15	11			1				
16				1				
17	2							
18	1			1				
19	20			1				
20	1			2				
21		1		4				
22				3				
23	23	1		6				
24	5			7				
25	5	1		3	1			
26	1	1		6				
27	47	63		10				
28	10	32	1	12				
29	4	22		9				
30	6	18		9		2		
31	94	55		6		1		
32	12	40		7		1		
33	18	38		15		2	2	1
34	13	23		8		2		
35	60	52	4	18		2		2
36	19	33	4	16		4	2	
37	16	40	3	15		1		1
38	6	35	9	16		4		5
39	5	39	18	15			2	6
40		42	23	15	1	5		2
41	1	33	18	19		5	6	1
42		29	17	20		3	5	4
43		30	22	12	2	9	7	4
44		35	30	11	2	9	7	1
45		29	26	13	4	11	8	3
46		36	27	21	3	14	9	2
47		30	33	5	3	23	6	1
48		35	40	18	4	18	5	
49		30	34	18	8	23	5	1
50		39	19	11	5	32	6	3
51		28	23	15	7	24	8	
52		38	18	15	4	33	8	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		37	27	19	15	15	8	
54		26	20	17	9	14	7	
55		38	24	15	15	15	8	
56		30	20	20	16	19	4	
57		30	31	16	15	16	7	
58		45	24	12	12	22	6	
59		36	16	14	13	12	2	
60		51	18	7	7	15	2	
61		28	26	13	11	9	3	
62		39	23	11	5	17	2	
63		40	18	17	13	15	1	
64		36	24	13	17	15	3	
65		38	26	6	13	11	1	
66		49	21	14	14	4	4	
67		44	15	22	14	6	3	
68		41	17	12	17	12		
69		44	28	10	13	2		
70		44	17	7	18	3		
71		48	12	7	10	2		
72		43	13	12	13	5		
73		29	17	11	16	6		
74		19	26	15	25	3		
75		24	18	9	15	3		
76		19	16	10	12	5		
77		11	18	8	10	2		
78		3	9	11	8	8		
79		8	6	5	10	2		
80		5	8	4	5			
81		8	13	13	8	2		
82		2	14	8	3	1		
83		4	8	13	1			
84		4	17	6	1	5		
85		1	15	7		4		
86		4	9	9	1			
87		2	7	7				
88		1	6	6				
89			2	7				
90		1	9	5				
91		1	9	6				
92		2	10	2				
93		1	5	3				
94			5	1				
95		1	8	4				
96		1	5	5				
97		1	4	4	1			
98			8	4				
99		1	6	4				
100		1	12	6	1			
101			2	4	2			
102			3	2				
103			9	3				
104		1	6	4				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105		1	6	2	3			
106			2	3				
107		1	4	8				
108			5	6				
109		2		7				
110			7	11				
111		1	4	11				
112			4	9				
113		1	4	8				
114			8	6				
115			2	14				
116			1	8				
117		10	3	7				
118			3	12				
119			4	6				
120			5	8				
121			3	12				
122			5	26				
123			4	7				
124			5	14				
125			2	7				
126			5	3				
127				2				
128			3	2				
129			3	3				
130			4	2				
131			2	3				
132			3	3				
133			4	1				
134			1	1				
135			5	1				
136			3	1				
137			3	5				
138			6					
139			9					
140			3					
141			7					
142			4					
143			9					
144			11					
145			10					
146			9					
147			8					
148			13					
149			136					
合計	384	1,886	1,441	1,074	426	498	148	38
平均給料月額	185,243円	253,422円	359,161円	377,674円	424,819円	453,547円	489,900円	530,539円
平均年齢	23.6歳	32.4歳	44.8歳	44.9歳	51.0歳	53.1歳	55.1歳	56.7歳

(注)1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下、第6表の各表について同じ。)  
2 平均給料月額には、平成19年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む(以下、第6表の各表について同じ。)

行政職給料表(2) [ 機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用 ] (単位:人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27	1			
28				
29			2	
30				
31	1			
32	1		2	
33	1			
34			1	
35				
36			1	
37			2	
38	1		1	
39				
40			2	
41			1	
42			1	
43				1
44			3	
45				
46			1	4
47				6
48			1	5
49			1	5
50			4	10
51			2	18
52			3	14

号給	級	1	2	3	4
53			4	21	
54			1	13	
55			6	13	2
56			6	23	
57			3	24	
58			7	23	2
59			3	23	
60			6	26	
61			7	21	1
62			5	15	2
63			8	28	3
64			6	27	2
65			9	14	4
66			7	27	3
67			12	26	6
68			12	20	2
69			12	17	5
70			12	32	5
71			17	31	2
72			6	24	3
73			15	21	7
74			14	27	2
75			18	35	4
76			8	25	2
77			23	27	4
78			19	22	3
79			13	17	2
80			23	8	1
81			15	18	3
82			17	3	4
83			21	15	1
84			13	16	6
85			8	13	1
86			9	20	3
87			8	10	1
88			11	2	4
89			5	3	2
90			5	7	3
91			4	4	2
92			1	9	3
93				9	
94				4	5
95			3	6	3
96				3	3
97				1	3
98			1	7	4
99			1	2	1
100				4	3
101				6	1
102				5	2
103				6	
104				1	1

給号	級	1	2	3	4
105				4	1
106				3	1
107				1	1
108				3	
109				7	4
110				1	
111				4	2
112				2	1
113				6	
114				3	
115				2	2
116				4	3
117				1	
118				2	3
119				2	
120					4
121				5	2
122				2	
123					2
124					1
125				2	
126					
127				2	
128				4	
129				2	1
130					
131				2	
132				2	
133				3	
134				3	
135				1	
136				3	
137				1	
138				3	
139					
140				1	
141				3	
142				1	
143				1	
144				1	
145				2	
146				3	
147				4	
148				1	
149				23	
合 計		5	432	987	154
平均給料月額		179,600円	277,063円	345,824円	379,898円
平均年齢		27.6歳	40.2歳	49.4歳	53.7歳

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					1
10					
11					
12					
13			1		
14					
15					
16			1		
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24				1	
25					
26					
27					
28					1
29					
30					
31					
32				1	
33					1
34					
35					1
36					
37					
38					1
39					1
40					1
41					1
42				1	
43					
44					
45				1	1
46					1
47					
48					
49					2
50				1	
51					
52					1

給 号	級	1	2	3	4	5
53						
54						
55						
56						
57						1
58						
59						
60						
61					1	
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72					1	
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
合 計		0	2	5	10	9
平均給料月額		-	357,900円	466,440円	515,510円	567,578円
平均年齢		-	34.0歳	45.0歳	49.7歳	57.2歳

医療職給料表(2)

〔保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、保健師、助産師、  
看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用〕

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16					1		
17					1		
18					1		
19							
20					1		
21							
22							
23					1		
24							
25							
26					1		
27			8		1		
28			1		1		
29			2		2		
30							
31	1		7		1		
32			3		1		
33			4				
34					1		
35			5		1		
36	3		3				
37	4		6		1		
38	1		3	1	2		
39	1		5	3	2		
40	1		5	2			
41	1			1	1		
42			2	2	1		1
43	2		3	1	1		1
44			2	2			
45	1		5	1		1	1
46			5	2	2		
47			7	2	1	2	1
48			1	1		2	
49			4	1		3	
50			6	2	1	5	
51			5	3		2	
52				1		3	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		5	5	2	1	1	
54		5	2	2	3	1	
55		3	7	2		3	
56		4	2	1	1	2	
57		5		2	4	2	
58		3	1		4	1	
59		4	1			1	
60		7	1	1	1	1	
61		3	2		3	1	
62		3	5	1		1	
63		4	3				
64		5	1	3	2	1	
65		2	4		2		
66				1	1	1	
67		6	2	1	1		
68		4	1	2			
69		1	1	3	4		
70		4	1		3		
71		6	1	1	2		
72		3	1	1			
73			1				
74		2	1				
75		1	1	1			
76			2	2	2		
77		1		1			
78		1		3			
79			1	1			
80				1			
81			1	2			
82			1	1			
83			2	1			
84							
85			3	2			
86			2	1			
87				3			
88							
89			1				
90		1		3			
91			2				
92							
93							
94			1				
95			1	1			
96							
97			3				
98							
99			1	1			
100				1			
101				2			
102			2				
103		1					
104							

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
105				2				
106					1			
107				2	1			
108				1				
109			1		1			
110								
111								
112								
113					1			
114								
115				2				
116			1	2				
117					2			
118					4			
119					2			
120								
121					1			
122					1			
123				2	1			
124								
125					2			
126					2			
127					2			
128				1				
129				3				
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137				2				
138				1				
139								
140								
141				1				
142								
143				1				
144								
145								
146								
147				1				
148				1				
149				9				
合 計		15	178	123	97	36	34	4
平均給料月額		201,800円	251,102円	359,768円	380,061円	422,939円	452,103円	485,250円
平均年齢		25.3歳	32.1歳	46.3歳	46.6歳	50.4歳	54.7歳	58.5歳

大学教育職給料表 [看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手]  
 である職員に適用

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12			1	
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37	1			
38				
39				
40			1	
41	1			
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49			1	
50				
51				1
52			1	

給号 \ 級	1	2	3	4
53	1			
54				
55				
56				
57				
58				1
59		1	1	
60				
61	1			
62				1
63				
64				
65	1			
66				
67				
68				
69		1		
70	1			
71				
72				
73				
74				1
75			1	
76				
77			1	
78	1			
79			2	
80				
81			1	1
82				1
83				
84				
85		1	1	
86				
87				
88				
89				
90			1	
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

給号 / 級	1	2	3	4
105				
106				
107				
108				
109				1
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
合計	7	7	8	7
平均給料月額	320,129円	377,429円	450,675円	527,614円
平均年齢	36.4歳	43.0歳	51.3歳	58.0歳

高等学校教育職給料表 [ 高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、  
講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用 ]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21			1		
22					
23					
24			2		
25			2		
26			1		
27			3		
28			1		
29			2		
30					
31					
32			1		
33			2		
34			1		
35			1		
36			4		
37			1		
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44			2		
45			3		
46			4		
47			3		1
48			3		
49			5		
50			2		
51			1		
52			1		2
53			1		
54			1		
55					
56			1		2

号給	級	1	2	3	4	5
57			2			
58			1			
59			1			
60		1	1			
61			1			
62			2			
63			2			
64		1	3			
65			4			
66			2			
67			2	1		
68						
69			1			
70			2			
71			3	1		
72			3			
73						
74		1				
75			2		1	
76			2			
77		2	1		1	
78			1	2	1	
79			2	2		
80			2	1		
81				1		
82			1	2	1	
83			1	2		
84					2	
85			2	2	7	
86			3	2		
87			1			
88			1	1		
89			1	3		
90				2		
91				1		
92			3			
93			3	1		
94			1	4		
95			4			
96			4			
97			3	3		
98			3	2		
99						
100			3	4		
101			1	3		
102			1	1		
103			4	2		
104				3		
105			5			
106			3	1		
107			1	1		
108			2			
109			3			
110			1			
111			3			
112			1			

給号	級	1	2	3	4	5
113			6			
114			6			
115			1			
116			5			
117			2			
118			1			
119			2			
120			3			
121			5			
122			1			
123			7			
124			4			
125			6			
126			6			
127			3			
128			4			
129			3			
130			4			
131			5			
132			2			
133			7			
134			6			
135			2			
136			2			
137			3			
138			3			
139			4			
140			4			
141			1			
142			4			
143			1			
144			2			
145			3			
146			1			
147			3			
148			2			
149			6			
150			3			
151			1			
152			2			
153						
154			4			
155			1			
156			1			
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
合 計		5	290	48	13	5
平均給料月額		284,066円	407,713円	472,611円	486,939円	503,680円
平均年齢		34.2歳	44.9歳	53.1歳	56.4歳	57.8歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

消防職給料表（消防長及び消防吏員である職員に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3	4							
4								
5		3						
6								
7	5	1						
8		1						
9		1	1					
10		1						
11	10	2						
12	1	1						
13	2	6						
14	1	2	1					
15	14	7						
16		1						
17	3	9						
18	2	2						
19	5	8						
20	3	4	1					
21	1	8						
22	2	3	1					
23	29	9	1					
24	6	7		1			1	
25	5	10	2	1				
26	1	4		1				
27	30	9	4					
28	13	3	2	2				
29	12	9	2					
30	4	3	2					
31	51	4	3					
32	10	8	6					
33	14	7	4					
34	11	13	1					
35	28	6	6					
36	14	4	5	1				
37	10	11	4					
38	7	6	6					
39	19	11	1					
40	8	5	2					
41	9	3	6					
42	10	4	3					
43	16	8	3	1				
44	15	8	4	1				1
45	10	5	4	1	1	2		
46	6	1	5					
47	6	4	2	4		1		
48	7	4	3	1				
49	7	4	2	2		2		
50	3	1	1	4		2	3	
51	3	1	2	2	1	4	1	
52	3	2	4			4		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	1	7	5	4	1	2		
54	1	2	6	2		5		
55	3	4	7	1	1	3	2	
56	2	1	4		1	4	1	
57	1	2	2	2	1	1		
58	1	4			2			
59		2	3	1		1		
60	1	3	3	1	1	3	2	
61		2	1	2	3		2	
62		2	2	4	3		1	
63	1		3	2	2			
64		3	2	5	3	3		
65		2	6	1	3	1		
66		3	7	4	2		1	
67			1	2	2			
68			4	3	1		1	
69			2	3	3	1	1	
70			3	5	5			
71			4	2	4			
72			3	1	2			
73			5	2	3			
74		1	4	3	4			
75		1	2	2	3	1		
76			3		1			
77		3	2		2			
78		1	2	1	4	1		
79				1		1		
80				2	1	1		
81			4	2	3			
82			4	1	1	1		
83			3	2	1	1		
84			1	1		1		
85			2			4		
86			1	1				
87		1	3	6				
88		1	2					
89				1				
90			4	2				
91			2					
92								
93			4	1				
94			1	2				
95			3					
96			5	1				
97			2	2				
98		1						
99		1	2	2				
100			3					
101			1	1				
102								
103		1	2					
104			1					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105		1			1			
106			1	1				
107		1	1					
108				2				
109			1					
110								
111				3				
112		1						
113		2	1	1				
114								
115				2				
116			1	3				
117			1	1				
118								
119				5				
120				2				
121								
122			4	1				
123			2	1				
124			2	1				
125			1					
126			3					
127								
128								
129			3					
130			3					
131			3					
132								
133			2					
134								
135								
136			1					
137								
138			3					
139			5					
140			1					
141			3					
142			3					
143			3					
144			1					
145			8					
146			9					
147			6					
148			7					
149			94					
合 計	431	287	403	126	66	50	16	1
平均給料月額	214,401円	270,624円	367,320円	386,913円	427,494円	457,342円	493,525円	535,400円
平均年齢	25.5歳	32.3歳	45.9歳	44.3歳	51.5歳	54.2歳	56.3歳	59.0歳

上下水道企業職給料表(1) (上下水道局企業職員のうち事務職員及び技術職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11				1				
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21				1				
22								
23								
24	1			2				
25				1				
26								
27	9	11						
28				4				
29	4	5						
30	2	4		2				
31	15	10		1				
32	3	4		1				
33	2	4		2				
34	1	1						
35	6	6		2				
36	1		2	3				
37	1	4	2					2
38	3			3				
39		5	2	1				
40		2	2	4			1	
41		3	4	1		1		
42		2	9					
43		1	6	3		1	1	
44		5	2	3				
45		2	6	4		2	1	
46		2	3	2	1	2		
47		4	5			2		
48		3	2	1		3	1	
49			4	3	2	6	1	
50		2	3		1	6		
51		3	5			1		
52		2	1	2	3	3		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		3	6	1		3		
54		5	3	3	1	2	1	
55			2	2		4	1	
56		6	3	3	2	3		
57		4	3	2	2	1	1	
58			3	3		2		
59		7	2	3	2	2		
60		2	3		1		1	
61		3	6	1	1			
62		4	6	3		2		
63		6	5	1	2	2		
64		3			2	1		
65		6	6	2	3			
66		4	6		1	1		
67		8	4	2	3			
68		8	3	1	2			
69		5		1	1	1		
70		4	2	3	1			
71		12	2	1	2			
72		6	6	1	4			
73		1	9	1	3			
74		2	5		5			
75		4	5	2	2	1		
76		3	2	2	2			
77		6	1	2	2			
78		4	2	1	2			
79		2	1		1	1		
80		1	2	2				
81			1					
82		1		2				
83		1	1	4				
84				1	1			
85		1		2				
86		1	3	5				
87				2				
88				1				
89			1	2				
90			1	2				
91			1	2				
92			1	2				
93			1	1				
94								
95				1				
96			2					
97								
98				2				
99								
100			1	2				
101			1	1				
102		1	1					
103			1	3				
104			2	1				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105		1	3					
106								
107				1				
108			1	1				
109								
110			2	2				
111								
112			1					
113					3			
114			1	2				
115			1	3				
116			1	3				
117				3				
118				2				
119				5				
120				4				
121			2	7				
122				16				
123				5				
124			1	4				
125				2				
126				1				
127								
128								
129								
130			1	1				
131			3					
132								
133			1					
134								
135			1					
136								
137								
138			2					
139			2					
140			3					
141								
142			2					
143			1					
144			2					
145			2					
146			1					
147			2					
148			1					
149			45					
合 計	48	210	256	191	55	53	9	2
平均給料月額	187,913円	258,244円	364,040円	387,961円	425,558円	452,370円	489,911円	527,900円
平均年齢	24.4歳	33.5歳	45.5歳	48.3歳	52.2歳	53.2歳	55.2歳	57.5歳

上下水道企業職給料表(2) (上下水道局企業職員のうち技能職員及び業務職員に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40			1		
41					
42				1	
43					
44					
45					
46				2	
47				2	
48				4	
49				1	
50			1	3	
51				3	
52				2	

給号	級	1	2	3	4
53				7	
54				2	
55			1	4	
56				1	
57			2	3	
58			1	2	
59				1	
60			2	5	
61			1		
62					
63				1	
64			3	2	
65				2	
66			1	4	
67					
68			2	2	1
69			2	2	2
70					
71				1	
72			1	2	
73				1	1
74			1	1	2
75			3	7	
76			3	1	
77			2	1	
78			5	2	1
79			3	3	1
80			2	1	
81			1		1
82			2	2	
83			5	3	
84			2	1	
85			2	3	
86				3	2
87			2	1	
88					1
89				1	
90					1
91					1
92				1	
93			1	2	2
94				2	
95					1
96					1
97				1	1
98					
99					
100					
101					
102				1	
103				2	
104					

給号	級	1	2	3	4
105					
106					
107				3	
108					1
109					
110				2	
111				2	
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					2
121				1	1
122					
123				1	
124					
125					
126				1	
127					1
128					
129					
130					
131					
132				1	
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144				1	
145					
146					
147					
148					
149				6	
合計		0	52	117	24
平均給料月額		-	278,906円	344,521円	384,250円
平均年齢		-	38.4歳	45.7歳	52.7歳

交通企業職給料表(1) (交通局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19	1	1						
20								
21								
22								
23								
24								
25				1				
26								
27	2	3		1				
28	1							
29	1	2						
30	1							
31		3						
32	1							
33								
34				1		1		
35	2							
36								
37		1						
38				1				
39								
40				2				
41								
42								
43				1				
44		1						
45								
46		1	1				1	
47		1				1		
48		1	1					
49				1	1		1	
50		2				1		
51			1		1			
52								

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8
53					1				
54						1	1		
55									
56			1		1	1			
57			2	1					
58				1	1				
59									
60				1		2	2	1	
61					1	1			
62									
63			2				1		
64							1	1	
65					1				
66			1			1	1		
67			1			1			
68				1			1		
69						1			
70									
71			1			1			
72									
73			1						
74									
75						1	1		
76				1	1				
77			1						
78			2				1		
79						1			
80									
81									
82									
83									
84					1				
85									
86									
87			1						
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97			1			1			
98			1						
99									
100									
101									
102									
103									
104									

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
105									
106									
107									
108									
109					1				
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144				1					
145									
146									
147									
148									
149									
合 計		9	31	9	16	14	12	4	0
平均給料月額		183,711円	254,071円	349,656円	363,256円	425,036円	456,475円	493,700円	-
平均年齢		23.7歳	33.3歳	43.2歳	42.5歳	50.9歳	52.1歳	55.8歳	-

交通企業職給料表(2) (交通局企業職員のうち運輸事務職及び車両技術職に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41				1			
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							

給号	級	1	2	3	4	5	6
53							
54							
55						1	
56							
57				1			
58							
59							
60							
61							
62							
63				1			
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72				3			
73				1			
74							
75				1			
76				1			
77				1			
78				1			
79							
80				1			
81				1			
82					1		
83							
84				2			
85							
86			1	1			
87							
88				2			
89				1			
90			1				
91				2	1		
92				2			
93				1			
94							
95							
96							
97							
98							
99				1			
100							
101							
102							
103				1			
104							

給 号	級	1	2	3	4	5	6
105							
106							
107							
108							
109							
110				1			
111							
112							
113				1			
114				1			
115				1			
116							
117							
118							
119							
120				2			
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130				1			
131							
132							
133				1			
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
合 計		0	2	34	2	1	0
平均給料月額		-	317,950円	369,676円	397,300円	418,100円	-
平均年齢		-	43.5歳	49.5歳	49.0歳	49.0歳	-

交通企業職給料表(3) [ 交通局企業職員のうち自動車運転手、自動車修理員及び  
誘導員に適用 ]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39			1	
40				1
41				
42				1
43				1
44				1
45			1	1
46				1
47				1
48				5
49				3
50				3
51				2
52				4

給号 級	1	2	3	4
53		2	3	
54		2	2	
55			5	
56		3	6	
57			5	
58			7	
59			3	
60		1	9	
61		1	5	
62		1	5	
63		1	5	
64		2	3	
65		2	4	
66		3	6	
67		5	4	
68		3	6	2
69		4		1
70		4	5	
71		5	4	2
72		3	2	
73		4	1	1
74		3	4	
75		4	5	
76		2	3	
77		2	2	2
78		1	3	1
79		7	4	1
80		3	5	
81		3	9	1
82		3	5	
83		3	4	2
84		3		
85		3	6	2
86			6	1
87		1	4	1
88		1	4	1
89			3	2
90			2	1
91		2	1	
92			3	
93			2	
94			2	
95		1	1	
96			2	
97			3	
98			5	
99			2	
100			2	1
101			5	
102			3	1
103				
104			1	1

給号	級	1	2	3	4
105				1	1
106				1	
107				2	
108					1
109				2	
110					
111				4	
112				4	
113				1	
114					
115				2	
116				1	1
117					
118				1	
119					
120				1	
121				2	
122				3	
123					
124				2	
125				1	
126				1	
127					
128					
129					
130					
131				1	
132					
133				1	
134					
135					
136				2	
137					
138					
139					
140				1	
141					
142				1	
143				2	
144					
145					
146					
147				1	
148				1	
149				1	
合 計		0	90	255	27
平均給料月額		-	276,644円	343,878円	376,689円
平均年齢		-	41.1歳	50.0歳	54.2歳

病院企業職給料表(1) (病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27			1					
28			1					
29	1							
30		1		1				
31	1	2						
32		2						
33				1				
34								
35	1							
36								
37			1					
38		1						
39		1	1	1				
40								
41							1	
42			1	1	1		1	1
43								
44			1					
45								
46							1	
47							1	
48				1				
49								
50								
51								
52			1				1	1

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53								
54						1		
55		2	1		1		1	
56		2	2		1	1	1	
57		1				1	1	
58								
59								
60				1		1		
61		1			1		1	
62						1		
63					1			
64				1				
65				1	2			
66		2						
67				1				
68		1		2				
69				2				
70		4						
71				1				
72		1						
73			2			1		
74					1			
75					1			
76		1						
77								
78								
79		1						
80		1		1				
81								
82			1					
83								
84								
85								
86								
87				1				
88								
89								
90			1					
91			1					
92								
93				1				
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102			1					
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105					1			
106								
107					1			
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	3	26	14	19	9	11	5	1
平均給料月額	188,667円	256,746円	345,493円	378,653円	422,078円	452,155円	494,860円	533,600円
平均年齢	24.0歳	33.3歳	42.8歳	44.1歳	49.6歳	51.2歳	56.6歳	58.0歳

病院企業職給料表(2) (病院局企業職員のうち業務職員に適用)

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

給 号	級	1	2	3	4
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					

給号 級	1	2	3	4
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	0	0	0	0
平均給料月額	-	-	-	-
平均年齢	-	-	-	-

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5		10			1
6					
7					
8					1
9		9			
10					
11					
12				7	
13		13			
14					
15					
16		6	6		
17		3			
18					
19					
20		6	5		
21					
22					
23					
24		7	5		
25	2	1			
26			1		3
27					1
28			5		2
29	7	1	3		
30					3
31					
32			1		3
33			1		
34			1		2
35					
36			2		1
37					
38					1
39			1		
40					2
41					2
42					1
43					1
44					
45					1
46			1		
47					2
48				3	
49					3
50					
51				1	
52				2	

給 号	級	1	2	3	4	5
53						1
54					6	
55					1	1
56					2	1
57						2
58					2	
59						
60						1
61						3
62						
63						
64						2
65						
66						
67						
68						
69						2
70						2
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77					2	1
78						
79						
80						
81						
合 計		9	56	39	46	26
平均給料月額		306,856円	355,870円	434,482円	514,954円	579,219円
平均年齢		31.4歳	34.1歳	40.0歳	48.8歳	58.2歳

病院企業職給料表(4) [ 病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師 ]  
 [ その他の医療技術職員に適用 ]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19	2						
20							
21							
22	1						
23							
24							
25		2					
26							
27	1	7					
28		2					
29	30						
30		3					
31	5	1					
32	1	2					
33	55	20					
34		2					
35	5	6					
36	1	5	2				
37	51	17	1				1
38	3	9	3				
39	4	12		2			
40	2	3	2			1	
41	38	13	3				
42	2	10	3			1	1
43	4	12	1	1			1
44	6	1	3			1	
45	7	16	5			5	
46		15	6			2	
47	3	4	3			1	
48	1	7	4	1		3	
49	2	10	4	1		2	
50		7	8	1			1
51		5	5	1			
52	1	8	2	1		3	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		12	11			2	
54		3	5	2			
55	1	7	4	2			
56		4			1		
57	3	12	2	1			
58		12	10		1		
59		3	6	2			
60	1	5	3				
61		6	2	1	2		
62		7	6		1	1	
63		5	2				
64	1	8		1			
65		2	4				
66		13	2	1		1	
67		7			1		
68		5		4			
69		5	3				
70		4	2	1	2		
71		5		1	1		
72		5	4	1	1		
73		7		2			
74		4	1	2	1		
75		5	1	5			
76		2	2	1	1		
77		3	3	2			
78		2					
79			1	1			
80			2	1	1		
81			2	1			
82		1	1	1			
83		1	1				
84		1		2			
85				1			
86			1	1			
87							
88		1	2	2			
89		1					
90			1	1			
91			2	3			
92				2			
93			1	1			
94			1	4			
95			1	3			
96				2			
97				2			
98							
99				2			
100				1			
101			1	2			
102			2	2			
103			1	1			
104							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
105					1		
106			2		2		
107							
108					4		
109			3		1		
110			2		1		
111			1		1		
112			2		1		
113			1		1		
114							
115					2		
116					1		
117			1		2		
118							
119			1		2		
120							
121							
122			1		3		
123			1		2		
124			3				
125							
126			1				
127							
128			1				
129					1		
130							
131			1				
132							
133			2				
134							
135							
136							
137							
138			1				
139			1				
140			2				
141			2				
142							
143							
144			1				
145			2				
146			1				
147			1				
148							
149			11				
合 計	231	357	193	98	13	23	4
平均給料月額	198,534円	250,472円	354,974円	395,541円	426,323円	448,670円	483,650円
平均年齢	25.9歳	33.1歳	44.7歳	48.4歳	53.4歳	54.4歳	56.8歳

## 第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数 (単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	全職員 平均扶養親族数	手当受給職員 平均扶養親族数
行政職給料表(1)	2,316	0.8	2.0
行政職給料表(2)	890	1.2	2.1
医療職給料表(1)	12	0.9	1.9
医療職給料表(2)	99	0.4	1.8
大学教育職給料表	11	0.7	1.7
高等学校教育職給料表	202	1.1	2.0
消防職給料表	761	1.2	2.1
合 計	4,291	0.9	2.0

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	1,236	0.9	2.0
企業職を含めた総合計	5,527	0.9	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

区分 扶養親族数	手当受給職員		配偶者	扶養手当の対象となる扶養親族数				合計
	職員数	構成比		1人目 の扶養 親族	うち 配偶者が ない職員 の1人目	2人目 の扶養 親族	その他 の扶養 親族	
1人	1,602	37.3%	740	862	183	-	-	1,602
2人	1,378	32.1%	662	1,378	72	716	-	2,756
3人	990	23.1%	806	990	11	990	184	2,970
4人	282	6.6%	267	282	1	282	297	1,128
5人	34	0.8%	34	34	0	34	68	170
6人	5	0.1%	4	5	0	5	16	30
合計	4,291	100.0%	2,513	3,551	267	2,027	565	8,656

(注) 上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の適用職員を除いた数値である。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	21,173	21,347
全職員平均額	9,312	9,468

## 第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数

(単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	区分	
		借家・借間居住者	自宅等居住者
行政職給料表(1)	4,322	1,182	3,140
行政職給料表(2)	1,330	177	1,153
医療職給料表(1)	24	7	17
医療職給料表(2)	297	77	220
大学教育職給料表	24	5	19
高等学校教育職給料表	319	66	253
消防職給料表	1,092	353	739
合 計	7,408	1,867	5,541

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	1,993	485	1,508
企業職を含めた総合計	9,401	2,352	7,049

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

項目	区分	
	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	8,206	8,201
全職員平均額	6,231	6,186

## 第9表 管理職手当の支給状況

### その1 給料表別手当受給職員数及び平均額

区分 給料表	手当受給職員数 (人)	手当受給職員平均額 (円)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	684	87,038	10,099
行政職給料表(2)	-	-	-
医療職給料表(1)	24	91,900	84,831
医療職給料表(2)	38	81,868	6,388
大学教育職給料表	2	89,950	6,203
高等学校教育職給料表	18	73,522	3,666
消防職給料表	67	83,910	4,074
合 計	833	86,406	7,378

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	134	88,462	4,381
企業職を含めた総合計	967	86,691	6,727

### その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	86,406	86,691
全職員平均額	7,378	6,727

## 第2部 民間給与等の実態

# 平成 25 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

## 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成 25 年 4 月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

## 2 調査機関

本委員会、人事院、神奈川県人事委員会等

## 3 調査の範囲

### (1) 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の本市内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類(ア～ツ)に分類された 499 事業所

ア 農業、林業	サ 不動産業、物品賃貸業
イ 漁業	シ 学術研究、専門・技術サービス業
ウ 鉱業、採石業、砂利採取業	ス 宿泊業、飲食サービス業
エ 建設業	セ 生活関連サービス業、娯楽業
オ 製造業	ソ 教育、学習支援業
カ 電気・ガス・熱供給・水道業	タ 医療、福祉
キ 情報通信業	チ 複合サービス事業（中分類の郵便局に分類されるものを除く。）
ク 運輸業、郵便業	ツ サービス業(中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)
ケ 卸売業、小売業	
コ 金融業、保険業	

### (2) 調査対象職種

78 職種（うち初任給関係職種 19 職種）

## 4 調査対象の抽出

### (1) 標本事業所の抽出

3 の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により 11 層に層化し、これらの層から 123 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 10 表のとおりである。

### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

### (3) 調査実人員

初任給関係 530 人（事務・技術関係職種 501 人）、初任給関係以外の調査職種 9,201 人（事務・技術関係職種の調査実人員 8,596 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、80,559 人であり、事務・技術関係職種は 66,246 人である。）

## 5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位:事業所)

企業規模 産業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
建設業	8	4	3	1
製造業	39	23	12	4
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	1	0	0
情報通信業	22	8	10	4
運輸業、郵便業	10	6	3	1
卸売業、小売業	9	6	3	0
金融業、保険業	1	1	0	0
不動産業、 物品賃貸業	0	0	0	0
学術研究、専門・ 技術サービス業	6	3	2	1
宿泊業、飲食 サービス業	0	0	0	0
生活関連サービ ス業、娯楽業	0	0	0	0
教育、 学習支援業	3	2	1	0
医療、福祉	3	1	2	0
サービス業	4	2	1	1
合計	106	57	37	12

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が17事業所あった(規模不適1事業所を含む。)  
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(第11表及び第12表について同じ。)

第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	項 目	学 歴	規 模 計	企業規模		
				500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	203,332	202,806	204,775	201,857
		短大卒	180,848	175,952	186,688	185,500
		高校卒	166,508	161,133	173,650	171,080
	新卒技術者	大学卒	203,278	204,984	202,283	197,375
		短大卒	182,682	180,001	186,294	183,000
		高校卒	167,395	160,633	174,585	173,133
	新卒事務員 ・技術者 計	大学卒	203,310	203,609	203,640	200,227
		短大卒	181,631	177,622	186,505	184,500
		高校卒	166,875	160,935	174,076	171,850

(注) 金額は、きまつて支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むものである。

(参 考)

(単位:円)

市職員の初任給	大学卒	201,152
	短大卒	175,168
	高校卒	161,840

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

## 第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等

### その1 給与比較の対象職種

#### 1 規模計

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 役兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応 級欄参照	
	大 学 卒	8	51.8	643,041	0	643,041			
	短 大 卒	7	53.4	667,173	0	667,173			
	高 校 卒	-	-	-	-	-			
	中 学 卒	*	*	*	*	*			
	-	-	-	-	-	-			
	工 場 長	5	50.6	830,681	0	830,681	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上	
	大 学 卒	5	50.6	830,681	0	830,681			
	短 大 卒	-	-	-	-	-			
	高 校 卒	-	-	-	-	-			
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-	-	-
	事 務 部 長	268	51.7	671,446	283	671,163	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上	
	大 学 卒	227	51.9	673,556	267	673,288			
	短 大 卒	15	49.9	663,471	0	663,471			
	高 校 卒	26	50.9	656,366	582	655,784			
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-	-	-
	技 術 部 長	427	51.0	659,992	322	659,670	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上	
	大 学 卒	352	51.0	665,210	326	664,883			
	短 大 卒	34	51.0	619,920	0	619,920			
	高 校 卒	41	51.0	647,880	525	647,355			
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-	-	-
	事 務 部 次 長	51	52.2	663,928	381	663,547	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上	
	大 学 卒	47	52.3	674,113	265	673,848			
	短 大 卒	3	49.1	552,101	2,168	549,933			
高 校 卒	*	*	*	*	*				
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	108	49.7	591,434	1,688	589,746	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上		
大 学 卒	100	49.7	593,214	1,823	591,390				
短 大 卒	2	45.0	504,459	0	504,459				
高 校 卒	6	49.7	589,351	0	589,351				
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	464	48.1	554,829	2,729	552,101	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上		
大 学 卒	372	48.2	559,899	2,138	557,761				
短 大 卒	36	47.1	526,896	3,389	523,507				
高 校 卒	54	48.1	526,638	8,464	518,173				
中 学 卒	2	57.8	613,002	0	613,002	-	-	-	
技 術 課 長	807	47.4	550,173	1,897	548,276	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上		
大 学 卒	643	47.4	552,834	1,680	551,154				
短 大 卒	75	46.0	524,973	4,698	520,275				
高 校 卒	88	49.2	549,545	1,426	548,119				
中 学 卒	*	*	*	*	*	-	-	-	

(注)1 (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである(以下、本表において同じ。)

2 「\*」は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	<b>事務課長代理</b>	94	46.2	532,825	34,681	498,145	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	68	44.6	532,635	24,795	507,840		
	短大卒	11	45.3	478,507	19,486	459,021		
	高校卒	14	53.3	577,496	88,026	489,470		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	<b>技術課長代理</b>	144	41.7	481,140	60,793	420,346	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同上
	大学卒	112	40.7	478,334	57,104	421,230		
	短大卒	15	42.2	476,857	89,587	387,270		
	高校卒	17	47.4	503,944	59,764	444,180		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	<b>事務係長</b>	277	42.3	440,286	56,174	384,112	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	174	40.8	438,190	54,216	383,974		
	短大卒	40	44.0	440,889	52,572	388,317		
	高校卒	62	45.8	446,679	65,135	381,544		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	<b>技術係長</b>	375	41.6	464,864	83,227	381,638		同上
	大学卒	212	39.5	427,773	69,864	357,909		
	短大卒	63	42.0	463,696	88,346	375,350		
	高校卒	98	45.8	542,997	108,202	434,796		
	中学卒	2	54.5	564,339	109,414	454,925		
	<b>事務主任</b>	463	45.3	433,646	29,999	403,647		同上
	大学卒	316	44.9	438,076	26,634	411,442		
	短大卒	76	46.8	425,548	38,719	386,829		
	高校卒	69	46.8	412,367	40,351	372,016		
中学卒	2	53.0	479,563	149,713	329,850			
<b>技術主任</b>	807	42.8	443,225	53,724	389,501		同上	
大学卒	611	42.6	445,966	49,953	396,013			
短大卒	73	42.8	403,427	51,744	351,683			
高校卒	118	44.2	444,568	86,412	358,155			
中学卒	5	56.2	629,645	187,710	441,934			
<b>事務係員</b>	1,815	37.5	326,558	37,226	289,332		同上	
大学卒	1,053	34.4	329,442	39,376	290,066			
短大卒	308	40.3	305,532	28,948	276,584			
高校卒	445	43.2	333,855	37,300	296,555			
中学卒	9	51.3	338,787	52,486	286,301			
<b>技術係員</b>	2,483	35.1	362,485	63,245	299,241		同上	
大学卒	1,635	33.6	360,558	61,944	298,614			
短大卒	319	36.0	343,377	64,792	278,584			
高校卒	506	39.2	376,712	66,759	309,953			
中学卒	23	54.2	435,967	64,059	371,908			

2 規模500人以上

項目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	51.8	643,041	0	643,041	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 役兼任者を除く。)	行政職(1) 8級
	大 学 卒	7	53.4	667,173	0	667,173		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	5	50.6	830,681	0	830,681	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	5	50.6	830,681	0	830,681		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	232	51.8	675,407	313	675,094	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大 学 卒	198	52.0	677,479	293	677,186		
	短 大 卒	10	50.3	664,936	0	664,936		
	高 校 卒	24	50.8	661,466	627	660,839		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	389	50.9	672,123	302	671,820	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	324	50.9	674,734	314	674,421		
	短 大 卒	26	50.6	668,430	0	668,430		
高 校 卒	39	50.8	654,310	386	653,924			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	44	51.6	695,984	469	695,515	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上	
大 学 卒	41	51.5	702,790	321	702,469			
短 大 卒	2	50.6	631,962	3,747	628,215			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	91	49.8	609,356	1,180	608,175	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上	
大 学 卒	85	50.1	610,473	1,260	609,213			
短 大 卒	2	45.0	504,459	0	504,459			
高 校 卒	4	47.5	639,991	0	639,991			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	376	48.2	563,328	1,529	561,799	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 6級	
大 学 卒	317	48.0	564,397	1,360	563,037			
短 大 卒	22	48.7	549,203	4,540	544,664			
高 校 卒	35	49.5	561,110	631	560,479			
中 学 卒	2	57.8	613,002	0	613,002			
技 術 課 長	676	47.4	562,166	1,832	560,334	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	556	47.4	561,024	1,528	559,497			
短 大 卒	56	46.9	552,822	5,789	547,034			
高 校 卒	64	47.4	584,195	1,423	582,771			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

項目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	<b>事務課長代理</b>	<b>76</b>	<b>45.8</b>	<b>558,696</b>	<b>25,118</b>	<b>533,578</b>	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	行政職(1) 4級、5級
	大学卒	58	45.1	557,553	23,991	533,562		
	短大卒	8	44.1	524,048	18,153	505,895		
	高校卒	10	52.0	595,450	37,956	557,494		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	<b>技術課長代理</b>	<b>117</b>	<b>41.5</b>	<b>491,267</b>	<b>65,970</b>	<b>425,296</b>	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同上
	大学卒	95	40.6	486,562	63,174	423,388		
	短大卒	10	44.6	488,207	73,558	414,649		
	高校卒	12	46.6	535,459	83,006	452,453		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	<b>事務係長</b>	<b>179</b>	<b>42.1</b>	<b>446,569</b>	<b>44,580</b>	<b>401,989</b>	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	112	40.2	449,853	51,360	398,494		
	短大卒	20	44.2	436,068	14,761	421,306		
	高校卒	46	45.9	443,658	41,560	402,098		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	<b>技術係長</b>	<b>281</b>	<b>41.8</b>	<b>483,009</b>	<b>92,228</b>	<b>390,781</b>		同上
	大学卒	157	39.2	438,762	78,822	359,940		
	短大卒	35	42.5	505,196	104,782	400,413		
	高校卒	87	45.9	552,552	111,126	441,426		
	中学卒	2	54.5	564,339	109,414	454,925		
<b>事務主任</b>	<b>365</b>	<b>46.3</b>	<b>446,445</b>	<b>28,666</b>	<b>417,779</b>		行政職(1) 3級	
大学卒	260	45.7	447,475	25,503	421,972			
短大卒	50	48.4	461,807	42,145	419,661			
高校卒	53	48.5	422,449	34,755	387,694			
中学卒	2	53.0	479,563	149,713	329,850			
<b>技術主任</b>	<b>621</b>	<b>43.1</b>	<b>440,411</b>	<b>48,608</b>	<b>391,804</b>		同上	
大学卒	487	42.8	441,033	45,047	395,986			
短大卒	47	45.0	423,710	54,251	369,459			
高校卒	82	44.6	440,528	77,987	362,540			
中学卒	5	56.2	629,645	187,710	441,934			
<b>事務係員</b>	<b>1,280</b>	<b>37.8</b>	<b>332,729</b>	<b>37,901</b>	<b>294,828</b>		行政職(1) 1級、2級	
大学卒	759	34.7	336,705	40,730	295,975			
短大卒	189	40.6	308,521	28,618	279,903			
高校卒	326	43.9	337,100	36,073	301,027			
中学卒	6	55.7	414,083	79,415	334,668			
<b>技術係員</b>	<b>1,625</b>	<b>34.3</b>	<b>361,791</b>	<b>61,842</b>	<b>299,949</b>		同上	
大学卒	1,109	32.8	360,489	61,896	298,593			
短大卒	149	36.4	352,851	65,730	287,121			
高校卒	347	38.0	366,097	59,683	306,415			
中学卒	20	53.7	443,818	71,100	372,719			

3 規模100人以上500人未満

項目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	15	53.2	668,012	0	668,012	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	12	53.2	680,486	0	680,486		
	短 大 卒	2	52.6	616,356	0	616,356		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	31	53.3	541,786	585	541,201	同上	同上
	大 学 卒	23	53.1	559,496	524	558,972		
	短 大 卒	6	53.7	483,761	0	483,761		
	高 校 卒	2	54.4	516,287	3,369	512,918		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	7	54.6	524,927	0	524,927	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	行政職(1) 6級	
大 学 卒	6	55.8	538,665	0	538,665			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	-	-	-	-	-			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	17	49.0	519,374	3,730	515,644	同上	同上	
大 学 卒	15	48.4	519,391	4,235	515,156			
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	2	52.9	519,251	0	519,251			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	59	47.5	501,700	12,758	488,941	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 4級、5級	
大 学 卒	33	49.6	532,513	10,899	521,614			
短 大 卒	10	41.8	430,523	0	430,523			
高 校 卒	16	45.9	470,077	25,143	444,934			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長	112	48.1	475,894	2,151	473,743	同上	同上	
大 学 卒	78	46.7	487,334	2,549	484,785			
短 大 卒	9	44.6	421,706	858	420,848			
高 校 卒	24	53.8	461,233	1,432	459,800			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	<b>事務課長代理</b>	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職(1) 3級
	大学卒	16	47.9	453,286	67,497	385,789		
	短大卒	9	43.1	421,353	27,475	393,878		
	高校卒	2	47.2	360,499	0	360,499		
	中学卒	4	55.5	546,312	174,993	371,319		
		*	*	*	*	*		
	<b>技術課長代理</b>	26	42.2	439,657	37,057	402,600		
	大学卒	16	41.4	435,772	20,105	415,666		
	短大卒	5	36.4	448,497	129,637	318,860		
	高校卒	5	48.9	443,978	15,540	428,438		
	中学卒	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
	<b>事務係長</b>	76	43.0	433,013	77,434	355,579	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	47	42.0	429,055	58,447	370,607		
	短大卒	15	44.4	429,210	98,242	330,968		
	高校卒	14	45.3	451,851	124,537	327,313		
	中学卒	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
	<b>技術係長</b>	79	41.0	401,663	48,388	353,275		
	大学卒	49	40.4	392,051	36,803	355,247		
	短大卒	22	41.1	404,229	63,646	340,583		
	高校卒	8	44.2	455,805	78,948	376,857		
	中学卒	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
<b>事務主任</b>	73	37.3	344,887	39,129	305,758		行政職(1) 1級、2級	
大学卒	44	36.6	355,142	35,481	319,661			
短大卒	13	39.3	292,672	22,434	270,238			
高校卒	16	38.1	361,052	68,834	292,217			
中学卒	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
<b>技術主任</b>	179	40.9	460,262	83,217	377,045			
大学卒	119	41.1	480,410	83,410	397,000			
短大卒	24	37.0	350,828	47,238	303,590			
高校卒	36	43.0	456,369	111,023	345,347			
中学卒	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
<b>事務係員</b>	392	35.5	307,449	39,154	268,295		同上	
大学卒	220	32.4	305,392	38,090	267,302			
短大卒	70	38.6	298,664	36,715	261,948			
高校卒	99	40.5	321,539	44,443	277,096			
中学卒	3	43.3	199,952	2,832	197,120			
	-	-	-	-	-			
<b>技術係員</b>	710	37.4	365,875	68,118	297,758			
大学卒	444	36.0	362,371	62,717	299,654			
短大卒	143	35.9	334,356	64,609	269,747			
高校卒	120	43.1	411,620	90,744	320,876			
中学卒	3	57.4	384,642	18,034	366,608			
	-	-	-	-	-			

4 規模100人未満

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 6級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	21	47.7	606,153	95	606,058	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	17	48.1	591,850	118	591,732		
	短 大 卒	3	45.0	702,016	0	702,016		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	7	48.3	553,926	0	553,926	同上	同上
	大 学 卒	5	50.2	582,097	0	582,097		
	短 大 卒	2	43.5	483,500	0	483,500		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 次 長	-	-	-	-	-	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	行政職(1) 4級、5級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	同上	同上	
大 学 卒	-	-	-	-	-			
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	-	-	-	-	-			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	29	49.3	495,281	3,053	492,228	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	22	51.3	490,064	4,025	486,039			
短 大 卒	4	43.3	568,506	0	568,506			
高 校 卒	3	43.0	435,910	0	435,910			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長	19	43.9	444,911	3,955	440,956	同上	同上	
大 学 卒	9	49.0	479,662	8,350	471,312			
短 大 卒	10	39.4	413,635	0	413,635			
高 校 卒	-	-	-	-	-			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

項目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	<b>事務課長代理</b>	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	行政職(1) 3級
	2	41.5	318,793	68,293	250,500			
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	-	-	-	-	-	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同上
	中学卒	-	-	-	-	-		
	<b>技術課長代理</b>	*	*	*	*	*		
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-	係の長及び係長級専門職	同上
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	<b>事務係長</b>	22	40.0	420,623	45,816	374,807		
	大学卒	15	38.5	379,680	57,465	322,214	係の長及び係長級専門職	同上
	短大卒	5	40.8	524,468	22,243	502,225		
	高校卒	2	49.0	468,084	17,381	450,703		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	<b>技術係長</b>	15	41.6	390,733	72,816	317,918	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	6	40.0	380,459	77,823	302,636		
	短大卒	6	42.2	391,330	65,721	325,610		
	高校卒	3	43.7	410,088	76,992	333,096		
中学卒	-	-	-	-	-	係の長及び係長級専門職	同上	
<b>事務主任</b>	25	43.8	345,691	39,661	306,029			
大学卒	12	41.8	354,611	43,413	311,198			行政職(1) 1級、2級
短大卒	13	45.8	337,456	36,199	301,258			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学卒	-	-	-	-	-			
<b>技術主任</b>	7	37.1	392,276	38,096	354,179	係の長及び係長級専門職	同上	
大学卒	5	37.8	407,686	53,335	354,351			
短大卒	2	35.5	353,750	0	353,750			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学卒	-	-	-	-	-	係の長及び係長級専門職	同上	
<b>事務係員</b>	143	39.5	302,139	18,997	283,142			
大学卒	74	37.6	299,322	20,017	279,305			同上
短大卒	49	41.2	297,105	17,310	279,795			
高校卒	20	42.7	329,254	19,477	309,777			
中学卒	-	-	-	-	-			
<b>技術係員</b>	148	38.1	349,765	57,692	292,073	同上		
大学卒	82	38.5	342,192	54,916	287,276			
短大卒	27	32.4	310,932	51,797	259,136			
高校卒	39	40.0	380,360	64,986	315,375			
中学卒	-	-	-	-	-	同上		

その2 給与比較の対象外職種  
規模計

項目 職種	調査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
技能・ 労務 関係 職種	人	歳	円	円	円	業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。 電話交換手については、見 習、外国語の電話交換手を 除く。	
電話交換手	-	-	-	-	-		
自家用乗用自 動車運転手	-	-	-	-	-		
守衛・警備員	4	54.8	380,937	0	380,937		
用務員	-	-	-	-	-		
教 育 関 係 職 種	大学学長	-	-	-	-		
	大学副学長	-	-	-	-		
	大学学部長	-	-	-	-		
	大学教授	42	57.1	877,112	0	877,112	
	大学准教授	27	43.8	630,276	0	630,276	
	大学講師	11	33.7	437,989	0	437,989	
	大学助教	-	-	-	-	-	
	大学助手	-	-	-	-	-	
	高等学校校長	*	*	*	*	*	
	高等学校教頭	2	56.0	756,000	0	756,000	
高等学校主幹 教諭	3	53.0	577,924	0	577,924		
高等学校指導 教諭	6	46.8	497,347	0	497,347		
高等学校教諭	31	43.8	537,477	0	537,477		
研 究 関 係 職 種	研究所長	3	56.2	888,954	0	888,954	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	45	46.8	640,928	3	640,925	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
	研究室(係)長	13	47.7	685,315	315	685,000	構成員3人以上の室(係)の 長
	主任研究員	113	45.5	611,293	8,285	603,008	下記研究員より上位の者
	研究員	121	33.1	392,981	56,812	336,169	
	研究補助員	33	28.6	326,185	66,927	259,258	

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
医療 関係 職種	病院長	-	-	円	円	円	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	-	-	-	-	-	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	-	-	-	-	-	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	2	47.5	445,802	33,772	412,030	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	8	39.8	342,760	49,330	293,430	
	診療放射線技師	10	39.0	417,932	66,069	351,863	
	臨床検査技師	13	40.1	369,138	44,130	325,008	
	栄養士	7	46.7	337,123	42,637	294,486	
	理学療法士	5	31.2	279,419	24,981	254,438	
	作業療法士	11	38.1	274,474	18,730	255,744	
	総看護師長	*	*	*	*	*	部下に看護師長5人以上
	看護師長	23	41.3	464,931	68,630	396,302	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	51	38.7	389,600	80,486	309,113	
准看護師	19	45.8	304,341	59,456	244,885		

### 第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学 歴	項 目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
			大学卒	44.5	-	
高校卒	11.5	-	(100.0)	-	88.5	

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。  
 2 ( )内は、採用がある事業所を100とした割合である。

### 第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位:%)

制度の有無	事業所割合
制 度 あり	86.8
制 度 なし	13.2

(単位:円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配 偶 者	16,895
配偶者と子1人	23,194 (6,299)
配偶者と子2人	28,962 (5,768)

- (注) 1 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。  
 2 ( )内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。  
 3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(参 考)

(単位:円)

市職員の現行 扶養手当月額	配 偶 者	15,300
	配偶者以外の扶養親族	6,800
	満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子1人につき加算する額	5,000

### 第15表 民間における住宅手当の支給状況

(単位:%)

支給の有無	事業所割合
支 給	66.4
借家・借間居住者に支給	(98.3)
自宅居住者に支給	(68.1)
社宅居住者に支給	(18.8)
その他	(1.7)
非 支 給	33.6

(注) ( )内は、支給がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

### 第16表 民間における特別給の支給状況

区 分		事 務・技 術 等 従 業 員	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目	下 半 期 (A1)	391,925	292,444
	平均所定内給与月額 (単位:円)	上 半 期 (A2)	390,614
特別給の支給額 (単位:円)	下 半 期 (B1)	844,828	455,803
	上 半 期 (B2)	789,010	395,010
特別給の支給割合	下 半 期 (B1/A1)	2.16 月分	1.56 月分
	上 半 期 (B2/A2)	2.02 月分	1.34 月分
年 間 の 平 均		3.97 月分	

(注) 1 下半期とは平成24年8月から平成25年1月まで、上半期とは平成25年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、3.95月分である。

### 第17表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目	役 職 段 階			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
係 員	9.7	20.2	-	70.1
課 長 級	8.4	16.6	-	74.9

第18表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	93.1	92.4	25.0	7.0	60.4	0.7	6.9
課 長 級	74.4	73.1	18.9	8.2	45.9	1.3	25.6

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

項目 役職段階	昇給制度 あり	昇給制度あり			昇給制度 なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	94.5	(36.2)	(86.2)	(59.9)	5.5
課 長 級	77.7	(25.8)	(84.1)	(56.8)	22.3

(注) ( )内は、昇給制度がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第20表 民間における冬季賞与の配分状況

(単位:%)

項目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係 員	62.6	37.4
課 長 級	46.1	53.9
部 長 級	44.4	55.6

## 第21表 民間における雇用調整の実施状況

(単位:%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	13.6
転籍	3.2
希望退職者の募集	3.4
正社員の解雇	-
部門の整理閉鎖・部門間の配転	4.1
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	-
残業の規制	14.4
一時帰休・休業	2.0
ワークシェアリング	-
賃金カット	8.9
計	28.5

(注)1 平成25年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

3 「計」欄は、何らかの上記措置を行った事業所の割合である。

## 第22表 民間における賃金カット等の実施状況

(単位:%)

項 目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所 における平均減額率
係 員	3.1	5.1
課 長 級	10.9	5.5

(注) 平成25年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第23表 民間における再雇用者(公的年金が一部支給される者)の  
給与水準の取扱い

(単位:%)

項目 区分	平成25年度以降に変更する		変更しない	検討中
	平成24年度と 比べて引き上げる	平成24年度と 比べて引き下げる		
月例給与	1.5	3.3	90.0	5.2
年間給与	1.5	4.5	88.8	5.2

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である(次表において同じ。)

第24表 民間における再雇用者(公的年金が支給されない者)の  
給与水準の取扱い

(単位:%)

項目 区分	公的年金が一部支給される再雇用者の水準と比べて			検討中
	高くする	低くする	同じにする	
月例給与	6.7	5.7	74.6	13.0
年間給与	6.7	5.7	74.6	13.0

## 第3部 労働経済指標

## 第25表 費目別、世帯人員別標準生計費

(平成25年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	28,310	32,380	45,750	59,110	72,470
住居関係費	49,180	51,870	46,720	41,570	36,420
被服・履物費	6,020	5,990	10,410	14,820	19,230
雑費 I	40,630	70,610	90,230	109,840	129,460
雑費 II	7,870	22,210	23,570	24,930	26,300
計	132,010	183,060	216,680	250,270	283,880

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における平成25年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費 …………… 食料
- 住居関係費 …………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費 I …………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費 II …………… その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

第26表 労働経済指標

項 目				年 月	単位	平成24年 4月	5月	6月	7月
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国 (規模30人以上)	きまって支給する給与	調査産業計	金額	千円	293.0	289.0	290.4	289.5
				前年同月比	%	0.8	1.1	0.2	0.1
		うち所定内給与	金額	千円	268.1	265.2	266.6	266.0	
			前年同月比	%	0.3	0.6	△ 0.1	0.0	
		総実労働時間数(調査産業計)		時間数	時間	153.6	148.3	154.9	153.2
	うち所定外労働時間数		時間数	時間	12.7	12.1	12.0	12.0	
	神奈川県 (規模30人以上)	きまって支給する給与	調査産業計	金額	千円	296.5	294.1	294.5	297.3
				前年同月比	%	0.5	0.9	0.2	1.1
		うち所定内給与	金額	千円	270.3	270.3	271.5	273.3	
			前年同月比	%	0.3	1.0	1.0	2.2	
総実労働時間数(調査産業計)		時間数	時間	147.3	141.1	147.6	146.1		
うち所定外労働時間数		時間数	時間	12.9	12.0	11.9	11.8		
生計費	家計調査(総務省) (二人以上の世帯) 消費支出	全 国	金額	千円	301.9	287.9	269.8	283.3	
			前年同月比	%	3.2	4.2	1.5	1.2	
		川 崎 市	金額	千円	320.3	344.6	278.3	286.9	
			前年同月比	%	0.1	23.8	△ 0.5	△ 13.6	
物 価	消費者物価指数 (総合指数、総務省)	全 国	前年同月比	%	0.4	0.2	△ 0.2	△ 0.4	
		川 崎 市	前年同月比	%	0.4	0.3	△ 0.2	△ 0.4	
	国内企業物価指数(日本銀行)		前年同月比	%	△ 0.7	△ 0.9	△ 1.5	△ 2.3	
雇 用・生 産	常用雇用指数(調査産業計、厚生労働省)		前年同月比	%	△ 0.2	0.0	△ 0.1	△ 0.3	
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国	倍	0.79	0.80	0.81	0.81		
		川 崎 市	倍	0.51	0.49	0.49	0.51		
	鉱工業生産指数(経済産業省)		前年同月比	%	15.1	7.6	△ 0.6	0.1	
製造工業労働生産性指数 (日本生産性本部)		前年同月比	%	12.3	3.4	△ 0.7	1.6		

8月	9月	10月	11月	12月	平成25年 1月	2月	3月	4月
288.2	288.4	289.6	289.5	289.4	285.8	287.9	289.5	292.8
0.2	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.8	△ 1.1	△ 0.1
265.0	265.6	266.1	265.5	265.0	262.2	264.0	265.0	267.8
0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.1
148.4	148.1	152.5	155.3	148.6	139.1	145.4	146.7	154.0
11.6	11.8	12.1	12.2	12.6	11.7	11.9	12.5	12.7
292.8	292.2	294.8	292.1	295.2	292.6	295.1	295.0	299.4
0.6	△ 0.4	△ 1.4	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.2	0.5	△ 1.4	1.0
269.8	270.0	272.0	268.2	271.5	269.7	271.7	270.6	274.5
1.4	1.2	0.4	0.9	0.9	0.8	0.9	△ 1.1	1.5
140.0	139.9	145.4	147.8	141.6	133.8	138.9	141.4	146.7
10.8	11.5	11.5	12.1	12.3	11.2	11.6	12.3	12.2
286.0	266.7	284.2	273.8	325.5	288.9	268.1	316.2	304.4
1.4	△ 1.2	△ 0.5	0.1	△ 0.8	2.0	0.1	4.1	0.8
374.8	372.9	317.0	306.7	362.8	355.1	302.5	368.6	392.8
25.4	10.3	10.3	9.6	10.3	10.9	△ 3.6	16.4	22.6
△ 0.4	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.7
△ 0.6	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.5	△ 1.1	△ 1.0	△ 0.8
△ 2.0	△ 1.5	△ 1.1	△ 1.1	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.5	0.1
△ 0.4	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.7	△ 0.4
0.81	0.81	0.81	0.82	0.83	0.85	0.85	0.86	0.89
0.54	0.56	0.56	0.59	0.61	0.64	0.65	0.65	0.57
△ 4.1	△ 7.6	△ 4.7	△ 5.5	△ 7.6	△ 6.0	△ 10.1	△ 7.2	△ 3.4
△ 2.8	△ 5.0	△ 3.8	△ 5.2	△ 4.1	△ 2.8	△ 6.3	△ 1.6	△ 0.8